

第4章 成果目標と障害福祉サービス等の見込量

1. 成果目標（サービス提供体制の達成目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度末までに令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本町の 目標	①地域生活に移行する人数	0人
	②施設入所者数の削減	0人
	参考：令和4年度末時点での施設入所者数	4人

【本町における目標設定の考え方】

本町の令和4年度末時点での施設入所者数は4人となっています。入所者に対しては、入所前からのフォローを行い、入所後の状況についてもモニタリングを進めています。現時点では、本人の様子や本人およびご家族の意思を踏まえると、地域生活への移行は難しいと判断されるため、本町では地域生活移行者数の増加ならびに令和8年度末時点での施設入所者数の削減についての目標値は定めていません。

今後も引き続き、本人の意思を尊重しつつ、地域生活への移行を希望する方に対して適切に支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

(2) 地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実 令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	
本町の 目標	地域生活支援拠点等の整備	拡充
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回
	強度行動障害を有する方への支援体制の整備	維持・継続

【本町における目標設定の考え方】

本町では、町内において面的整備での地域生活支援拠点を整備済といえます。各機能の現時点での整備状況は下表の通りですが、将来的には町内での機能整備を目指します。

■本町における地域生活支援拠点5機能について

機能	現状	今後の方向性	内容
①相談	機能あり	拡充	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施している障害者相談支援事業が該当します。今後は、町内での一般相談支援の充実を目指します。
②緊急時の受け入れ・対応	機能あり	拡充	町内で委託実施している障害者地域生活支援センター設置事業、東近江圏域で委託実施しているセーフティネット等サービス事業が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。

機能	現状	今後の方向性	内容
③体験の 機会・場	機能あり	拡充	グループホームの体験利用や短期入所が該当します。今後は、町内での受け入れ環境のさらなる拡充に努めます。
④専門的人材の 確保・養成	—	検討	現時点では該当する事業は実施されていません。
⑤地域の体制 づくり	機能あり	拡充	町内法人との定期的な会議を開催しています。今後はより地域の実情に即した支援を展開していくため、町域での自立支援協議会設置に向けた検討を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

国の 目標設定 の考え方	①一般就労への移行者数 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。	
	ア. 就労移行支援事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	
	イ. 就労継続支援A型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。	
	ウ. 就労継続支援B型事業 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。	
	エ. 就労移行支援事業所の割合 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。	
	②就労定着支援事業所利用者数 令和3年度就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。	
③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。		
本町の 目標	①一般就労への移行者数	3人
	ア. 就労移行支援事業	1人
	イ. 就労継続支援A型事業	1人
	ウ. 就労継続支援B型事業	1人
	②就労定着支援事業利用者数	2人
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	—

【本町における目標設定の考え方】

本町の令和 3 年度末時点の一般就労移行者数は 1 人でした。竜王町民のうち、実際に就労支援に関するサービスを利用している方は非常に少ないため、国の指針に基づいた目標を掲げることが適切ではないという考えから、利用者の状況等を踏まえた目標設定としています。なお、就労定着支援を提供する事業所が町内に存在しないため、上掲の目標③「就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合」は定めないものとします。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。		
	②保育所等訪問支援の実施 令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。		
	③児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。		
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 およびコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。		
本町の 目標	①児童発達支援センターの設置	拡充	
	②保育所等訪問支援の実施	継続 (1か所)	
	③	児童発達支援事業所確保	継続 (圏域にて)
		放課後等デイサービス事業所の確保	拡充 (1か所)
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	継続
コーディネーターの配置		継続	

【本町における目標設定の考え方】

本町では「竜王町ふれあい発達支援センター」に、多機能型（児童発達支援・保育所等訪問支援）の児童発達支援事業所として、『竜王町子ども療育事業所「たっぴー」』を設置しています。地域の実情により児童発達支援センターとしては未設置ですが、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制づくりを継続的に行っていく必要

があります。

また、重症心身障がい児に対応できる児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所、ならびに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置については東近江圏域内において確保されています。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進めていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

<p>国の 目標設定 の考え方</p>	<p>相談支援体制の充実・強化等 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。</p>	
<p>本町の 目標</p>	<p>基幹相談支援センターの設置</p>	<p>検討</p>
	<p>訪問等による専門的な指導・助言</p>	<p>検討</p>
	<p>相談支援事業者の人材育成の支援</p>	<p>検討</p>
	<p>相談機関との連携強化の取組の実施</p>	<p>検討</p>
	<p>個別事例の支援内容の検証の実施回数</p>	<p>—</p>
	<p>主任相談支援専門員の配置数</p>	<p>—</p>

【本町における目標設定の考え方】

本町には基幹相談支援センターは設置していませんが、自立支援課に専門職を配置し、総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がいのある人やその家族、支援に携わる方々を支える体制は整備しています。

なお、国が進める包括的な支援体制の整備を受け、本町では独自に重層的な支援体制を構築しており、障害者手帳を取得していない制度の狭間になりやすい方や家族全体が複合的課題を抱えている世帯等へ、丁寧かつ専門的に関わることができる人材、体制づくりを進めています。

基幹相談支援センターそのものの設置については引き続き検討を進めますが、求められる機能については、既存の資源を活用しながら対応していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取組など、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

国の 目標設定 の考え方	障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。	
本町の 目標	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	継続
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析	継続

【本町における目標設定の考え方】

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、現時点では、支給決定が適正なものとなるよう、チェック・分析しており、事業所に対して個別に報告や対応を行っている状況です。本町で暮らす障がいのある人は、基本的には東近江圏域においてサービスを利用しているという実情を踏まえると、町単独ではなく、本町を含めた2市2町での分析や共有が望ましいと考えられるため、圏域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

2. 活動指標（成果目標達成のために必要なサービス等の見込量）

（1）訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の介護を行うサービスのほか、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	人／月	9	8	10	11	12	13
	時間／月	342	313	333	341	362	383
重度訪問介護	人／月	2	2	2	3	3	3
	時間／月	29	25	32	45	45	45
同行援護	人／月	1	1	5	6	6	6
	時間／月	13	5	13	25	25	25
行動援護	人／月	5	6	7	8	9	10
	時間／月	255	304	431	440	455	470
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均利用時間の推移、事業所の新規開設意向等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果では、身体では高齢者において訪問系サービスの利用意向が高く、療育や精神でも高齢者の利用意向が高くなっていました。

引き続き、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービス利用ができるよう必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、事業者に対して提供するサービスの質的向上を図るよう働きかけていきます。

また、サービス利用や地域の見守り等のサポートによって自立した生活を営むことのできる能力を有した方が、「親亡き後」でも地域生活を希望する場合を想定し、適切にサービスを提供できる体制の整備を進めていきます。

加えて、居宅介護や同行援護、行動援護など、町内での供給が不足している支援については、受け入れ可能事業所に関する情報の集約を進めるとともに、サービス利用者への情報提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	人/月	22	18	26	27	28	29
	人日/月	617	586	695	702	728	754
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	33	22	23	23	23	23
就労選択支援	人/月	-	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	-	20	20	20
就労移行支援	人/月	1	4	3	4	5	6
	人日/月	38	61	62	64	80	96
就労継続支援A型	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	74	78	78	78	78	78
就労継続支援B型	人/月	22	21	26	28	30	33
	人日/月	546	567	609	756	810	891
就労定着支援	人/月	1	1	2	3	4	5
療養介護	人日/月	1	1	2	3	3	3
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	3	3	1	4	4	4

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、自立訓練や就労系サービスについては、療育で若い世代の利用意向が高くなっています。また、生活介護や療養介護の利用意向については、障害種別を問わず、

年齢が高い方の利用意向が高まっていることがわかります。

一般就労への移行支援については、ハローワークや働き・暮らし応援センターとの連携による就業支援を引き続き行うほか、地域生活を希望する方への職業訓練実施の推進に取り組みます。また、「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、町からの物品・役務の調達について優先的かつ積極的に取り組みます。

障がいのある人の雇用促進については、企業のニーズや雇用実態の把握を進めるとともに、事業主に対する理解促進に取り組みます。また、民間企業に対して、作業所への業務委託や発注の協力要請に努めるとともに、作業所で作られた製品の販路拡大に取り組みます。

生活介護については、医療的ケアの必要な重症心身障がい者や重度身体障がい者、強度行動障がい者の日中活動の場として受け入れ体制が確保できるように、支援に必要な人員体制や施設整備のかけ増し分の支援について、国や県に求めるとともに、町としての充実策を検討します。自立訓練のうち、機能訓練については、引き続き県立むれやま荘や県外事業所による支援で対応します。生活訓練については、関係機関と連携を強化し、事業所参入に必要な手立ての検討を始めます。

療養介護については、医療的ケアと常時の介護に対応可能な病院等の情報収集に努め、入所先確保に努めます。

短期入所（ショートステイ）については、特に当圏域で入所施設が少ないことから、短期入所の整備を検討するとともに、高齢障がい者においては、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所など、地域での受け入れ促進を検討します。

(3) 施設系サービス

施設系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
施設入所支援	人/月	2	2	2	2	2	2
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	18	16	21	21	21	25
うち精神障がい者	人/月	3	3	4	4	4	6

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

アンケート調査結果をみると、施設入所支援や共同生活援助については、障害種別を問わず、年齢が高くなるにつれて利用意向も高くなる傾向がみられます。

施設入所支援については、65歳以上の方は介護保険制度の利用が優先されることから、基本的には介護保険制度に基づく施設の利用について調整することとなりますが、ご本人の健康状態やご家族も含めた将来の意向も踏まえながら、県内施設での入所について調整を図り、受け入れ体制の確保に努めていきます。

共同生活援助については、「親亡き後」でも地域生活を支える重要なサービスとなっていることから、利用ニーズに対応できるよう、グループホーム開設事業費の補助について、国や県の制度について情報を提供し、整備の促進を図ります。

(4) 相談支援

相談支援には、障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	人/月	39	37	36	38	39	40
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

※計画相談支援は年間件数から月割りした数

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。なお、地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでしたが、今後予想される地域移行のニーズに対応できるよう計画値を設定しています。

相談支援については、一定の質を確保しつつ、提供体制の量的拡大を図っていくことが必要であり、県等が実施する相談支援従事者研修事業の充実を求めながら、より一層相談支援専門員の専門性の強化、ケアマネジント力の質的向上と量的拡大に努めます。加えて、相談支援事業所との連携を深め合い、利用者目線に立った支援に努めます。

また、介護保険の居宅介護支援事業所や既存の障害福祉サービス事業所の相談支援事業への参入を促す相談支援体制強化等の取組など、町内での特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者の確保と新規参入を引き続き促します。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するために、人権啓発セミナーの開催や「障がい者週間」（12/3～12/9）における情報発信など、地域住民等に障がいのある人等に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

より多くの住民や町内企業に啓発し、また障がいのある人の雇用・就労を促進するために、一層の推進が求められます。町内のイベントとの同時開催や町内企業の協力、連携のもとに開催するなど、事業を推進します。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、地域における災害対策活動の支援として、災害時要援護者登録を促進しているほか、ヘルプマークやヘルプカードの配布といった、円滑に周囲に援助を求めるための取組など、障がいのある人やその家族、地域の住民等が主体となり、自発的に行う活動や取組を支援しています。

	実績値			計画値		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

自発的活動支援事業については、関係部署や近隣市町と連携し、諸団体へ働きかけながら、実施します。

③相談支援事業（一般相談）

障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者相談支援事業（委託相談支援事業所）	事業所	5	6	6	7	7	7

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職を配置し多職種連携によるチームアプローチやケアマネジメントの手法を確立し、多問題家族や困難ケース、虐待ケース、成年後見サポートや権利擁護等にも対応できるように相談支援機能強化を推進します。

町における発達障害児者相談支援機能については、関係部署との連携と専門職配置の充実に努め、関係者へのコンサルテーションの推進を図るとともに、総合的な支援事業として、普及啓発活動、研修、情報発信等の取組について機能強化を推進します。

また、本町の相談機能を強化するとともに、関係機関等との連絡・調整機能を構築するため、本計画期間中に自立支援協議会の設置を目指します。

あわせて、町の相談支援体制に加え、東近江圏域共同事業として相談支援事業を共同委託していることも踏まえ、本町を含めた2市2町の連携による相談支援事業を利用しやすい体制の整備にも取り組みます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる首長申立による障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立および報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

制度の周知とともに、制度利用が円滑に進むよう各関係機関と連携し、利用促進に向けて取り組んでいきます。また、障がい者本人や家族等から支援が必要な相談に適切に応じ、必要な情報や助言の提供を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度 法人後見研修	実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【計画値の確保策】

成年後見制度法人後見支援事業については、現在のところ、法人に頼らず、専門機関に依頼して対応できている状況であること、また少数であること等の理由から、実施していません。ただし、障がい特性や受任期間の長期化等の課題があり、将来的には受け皿として必要であることから、市民後見人の人材確保について、検討していきます。

⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能または音声機能の障がいのための意思疎通を図ることに障がいのある人等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者 派遣事業	件／年	21	21	21	25	25	25
手話通訳者 設置事業	延べ人／年	130	121	130	130	130	130

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

意思疎通支援事業を支える手話通訳者、手話奉仕員の人材育成等を求め、派遣事業や設置事業の委託契約を継続し必要な場面での意思疎通保障に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など、日常生活に係る支援用具の給付を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具	件／年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	2	7	0	5	5	5
在宅療養等支援用具	件／年	0	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	30	30	32	33	33	33
住宅改修	件／年	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付、情報提供に努めます。

利用者の利便性の向上と自己選択を尊重し、利用者負担の軽減のために、登録業者の拡充と代理受領方式を維持します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の生活および関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
手話奉仕員 養成講座	受講者数 (人/年)	3	3	2	3	3	3

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

引き続き、聴覚障がいのある人との交流活動の促進の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修について、東近江圏域共同事業として計画的な取組を実施し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を支援します。

⑨移動支援事業

一人で外出することが困難な障がい者および障がい児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活や社会参加等を促進します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
移動支援	延べ人/年	157	114	84	159	160	162
	延べ時間/年	136	119	151	170	171	173

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や一人当たりの平均的な利用時間の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後は、町内事業所や関係機関と協力・連携してサービス適用事業者の拡充にも努めます。

⑩地域活動支援センター事業

精神障がい者など、障がいのある人が日中に通う施設で、創作的活動や生産活動を実施し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じ、事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター事業	事業所	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

地域活動支援センターへの通所を希望される障がいのある人の把握に努め、関係機関と連携のうえ、事業を継続します。

また、東近江圏域共同事業として、引き続き本町を含む2市2町での連携による提供体制の維持と強化に取り組みます。



(6) 地域生活支援事業（任意事業）

①日中一時支援

障がいのある人等に日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
日中一時支援事業	延べ人／年	286	207	168	190	190	190

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第6期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。現在、町内に日中一時支援事業所がないため、日中一時支援が必要な障がいのある人の把握に努め、事業者の拡充を図るなど、町内で提供できる環境づくりを進めていくとともに、見守りや社会に適應するための訓練等の充実を図ります。

②地域移行のための安心生活支援

町内に居住する障がいのある人等からの様々な相談に応じ、障がいのある人等が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づいて町が実施する相談支援事業および関係行政機関ならびにサービス実施機関等と連携する中で必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利の擁護のために必要な援助を行うなど、本町における障害福祉の拠点として事業所と連携し、障がいのある人等およびその家族の福祉の増進に努めます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域移行のための安心生活支援		実施	実施	実施	実施	実施	実施

【計画値の確保策】

本町では、町内法人への委託のもと、「竜王町障害者地域生活支援センター設置事業」として、緊急時の宿泊や体験的宿泊を提供する居室確保事業、ならびに地域生活を支援するための調整を

図るコーディネート事業を実施しています。

今後も引き続き、関係団体と連携のうえ、事業を継続します。

③レクリエーション活動等支援

障がいのある人等への余暇活動等支援事業を行い、文化活動や障がい者スポーツを通して、障がいのある人等の文化活動振興、体力増強を支援します。また、これらの活動を地域住民との交流の機会とし、共生社会の実現に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
レクリエーション活動等支援	回/年	0	0	1	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

令和3年度～令和4年度は利用がなく、令和5年度は1回のみ利用実績となっています。

今後も近隣市町や関係団体と連携しながら検討、実施します。

④声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者等のために、音声訳のわかりやすい方法により、町の広報を中心に情報を定期的に提供します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
声の広報等発行事業	回/年	12	12	12	12	12	12

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

ボランティアグループによる協力のもと、定期的に声の広報を発行しています。今後も引き続きボランティアグループとの協働体制を維持し、声の広報を定期的に発行していきます。

(7) 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行うサービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	人/月(数)	14	8	21	13	12	12
	人日/月	—	—	—	—	—	—
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	—	—	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	人/月	14	15	16	17	18	21
	人日/月	132	151	181	192	204	220
保育所等訪問支援	人/月	18	22	18	10	10	10
	人日/月	—	—	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	—	—	—	—	—	—

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

第2期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数や利用日数の推移等を基に（児童発達支援、保育所等訪問支援は実数を基に）、見込量を算出しました。

今後は、放課後等デイサービスをはじめとした障がい児支援のためのサービスが町内でも提供できるよう、民間事業者の参入も視野に入れながら、サービス提供体制の充実に取り組みます。また、引き続き、関係機関や近隣市町との連携のもと、既存の体制の維持と強化に向け取組を進め、サービスを必要とする児童とその保護者（家族）のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(8) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	人/月	4	6	11	11	12	13

※令和5年度は実績見込値

※年間件数から月割りした数

【計画値の確保策】

第2期計画期間（令和3年度～令和5年度）における利用者数の推移等を基に、見込量を算出しました。

特定障害児相談支援事業者の拡充に努め、事業者との連携を強化し、サービスの提供を図ります。

(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
配置人数	人/年	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

コーディネーターについては配置済のため、今後はコーディネーターを中心として医療的ケアを必要とする児童への支援体制を強化していきます。

(10) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標でもある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障がいを抱える方を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。

【計画値の確保策】

本町では、特段に目標を定めませんが、当事者アンケート調査では、高齢化の傾向があり、身体障がいとなることも予測されることから、高齢者福祉分野（重層的支援体制）とも接点を持ち対応を図ります。

また、精神障がいを抱える方の課題や支援方策について検討や情報共有、協議の場として、また障害種別に限らず、困難ケース等に対応できるよう、関係者との連絡・調整を図るための場として、自立支援協議会の設置を目指します。

(11) 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人およびその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人およびその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	5	0	7	7	7	7
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	4

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町では、子どもの特性に合わせた接し方について学ぶペアレントトレーニングを実施しています。また児童発達支援事業所では、保護者自身が発達について学んだり、保護者同士が話す・聴くことを通して、互いに悩みや考えを共有し、支え合いながらつながりを深めていく場として、保護者グループワークを実施しています。

【参考】本町での発達障がいのある人に対する支援について

発達支援に関しては早期発見・早期支援とライフステージを通じた切れ目のない相談支援体制が重要であることから、心身の発達相談や指導、支援について、相談者の発達段階、年齢、生活状況および社会環境に応じて、保健、福祉、医療、教育、就労等における各関係機関が一貫的に連携した、継続的かつ総合的に提供する仕組みを構築し、適切な支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
個別相談	人/年	75	90	90	100	100	100
関係機関との連絡調整会議	延べ人/年	280	350	400	400	400	400
ことばの教室（乳幼児・小学校）	人/年	54	48	50	50	50	50
自立支援ルーム（小・中・高・成人）	人/年	24	26	27	30	30	30

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町では乳幼児期から学齢期、青年・成人期にわたる多くの方々やその家族の方々に相談支援を行っています。また、それに伴う関係機関との連絡調整会議も行っています。

「個別相談」では、発達相談員が、発達障がいや校園での生活・学習面等の相談、また、ひきこもりや人間関係の困難さからくる生活や就労に関する相談を行っています。

「ことばの教室」では、町内の校園に通う子どもたちが定期的に通室し、言語療法やコミュニケーション力等の専門的な指導を実施しています。

「自立支援ルーム」では、不登校や行きしぶり傾向のある子どもたちや社会に適応しづらい成人の方の支援を行っています。

今後は、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援の体制を見直す中で、各事業においての成果や課題を共有し改善を図ることを目指します。

(12) 相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割をもつ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援専門 員の必要数	人/年	1	1	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

今後も近隣市町や関係機関・事業所を含めて検討を行い、地域の実情に応じた相談支援体制の構築に取り組みます。

(13) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害福祉サービス 等に係る各種研修 への町職員の参加 人数	人/年	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は実績見込値

【計画値の確保策】

本町の職員は、県の実施する初任者向け研修等に毎年度参加しています。今後も引き続き、職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町等が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。